参考１－３
出典　東京法令出版株式会社　「逐条解説　消防法（第三版）」

一　消防法令改正年表

(一)　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

公布年月日	法律番号	関係法律	備考
二四・六・四	一九三	水防法	水災を消防法から除外
二五・五・一七	一八六	消防法の一部を改正する法律	①立入検査権の拡充強化 ②危険物の追加及び規制対象限度量の法律事項化 ③国家消防庁による規格検定品目の拡充 ④市町村長による火災警報発令権発動の要件緩和 ⑤消防自動車のサイレン使用及び速度制限を改正 ⑥消火活動について実際に即応するよう改正 ⑦火災原因調査に関する規定の整備
二五・五・二四	二〇一	建築基準法	建築基準法の制定に伴い、第七条の規定を整備
二七・七・三一	二五八	消防組織法の一部を改正する法律	「国家消防庁」を「国家消防本部」に改正
二七・八・一	二九三	消防法の一部を改正する法律	災害補償の規定を追加
二九・六・八	一六三	警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	第二十八条、第三十五条の二及び第三十五条の三の一部を改正し、「警察吏員」を削除
三一・五・二一	一〇七	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	災害補償を政令で定める基準により行わなければならないものとしたこと
三一・六・一一	一四一	運輸省設置法の一部を改正する法律	気象庁設置に伴い、第二十二条第一項を改正
三四・四・一	八六	消防法の一部を改正する法律	①危険物の規制に関する実施規定の法制化

				②消防本部及び消防署を置かない市町村における危険物規制事務を都道府県知事に行わせることとしたこと ③危険物取扱主任者及び映写技術者の試験及び免状についての規定の整備
三四・四・二四	一五六	建築基準法の一部を改正する法律		建築基準法の改正に伴い、第七条第二項の規定を整備
三五・六・三〇	一一三	自治庁設置法の一部を改正する法律		「国家消防本部」を「消防庁」に改正
三五・七・二	一一七	消防法の一部を改正する法律		①防火管理者制度の整備 ②火災危険の著しい物品の技術基準を市町村条例で定めることとしたこと ③消防用設備等の技術基準を政令で定めることとし、付加条例の根拠規定を整備 第十三条の三に高等専門学校を追加
三六・六・一七	一四五	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律		第六条の改正
三七・五・一六	一四〇	行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律		第五条の二を追加
三七・九・一五	一六一	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律		①映画の上映に関する規制の緩和 ②消防用機械器具等の義務検定制度の確立と日本消防検定協会の設立 ③立入検査時の質問に関する明文規定の整備
三八・四・一五	八八	消防法の一部を改正する法律		④救急業務の法制化

三八・四・一五	九〇	道路交通法の一部を改正する法律	
四〇・五・一四	六五	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	第二十六条の一部改正 ①危険物の規制について、仮貯蔵又は仮取扱いを消防長又は消防署長の承認事項とし、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類又は限度数量の変更の届出制を導入する等、強化及び合理化を図ったこと ②消防設備士制度の導入 ③屋外における火災予防の強化、予防査察の対象範囲の拡大等
四二・七・二五	八〇	消防法及び消防組職法の一部を改正する法律	第九条の二、第三十五条の六を追加
四三・六・一〇	九五	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	第四条の二を改正し、第八条の二及び三、第二十三条の二、第二十五条第三項を追加
四五・六・一	一一一	許可、認可等の整理に関する法律	第十五条第二項を削り、関係罰則を整理
四六・六・一	九七	消防法の一部を改正する法律	①防火管理及び共同防火管理に係る是正命令権を消防長又は消防署長に与えたこと ②危険物取扱者制度の整備、危険物の品名の整理統合及び指定数量の合理化、移動タンク貯蔵所による危険物の移送の監視等の措置を講じたこと ③救急業務の実施市町村に関し、政令による個別指定方式に改正
四六・六・二	九八	道路交通法の一部を改正する法律	第二十六条の改正
四六・一二・一一	一三〇	沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律	第二十二条に沖縄気象台長を追加
四七・六・二三	九四	消防法等の一部を改正する法律	防炎物品を販売する際の表示を義務化すること等により、防炎規制の徹底を図ったこと
四九・六・一	六四	消防法の一部を改正する法律	①防火管理に係る措置命令権を消防長又は消防署

			長に与えたこと ②危険物規制に関し、市町村又は都道府県の境界を越えて設置される移送取扱所の許可行政庁について規定を整備し、緊急時における製造所の使用停止命令、通報義務等の規定を整備する等所要の措置を講じたこと ③消防用設備等に関し、地下街における設置規制を強化し、特定防火対象物における遡及適用、届出検査、点検報告、再講習の義務付けの措置を講じたこと
五〇・一二・一七	八四	石油コンビナート等災害防止法	第十一条及び第十二条の二を改正し、第十二条の七及び第十四条の三の二を追加し、第十六条の三を改正し、第三十九条の二及び第三十九条の三を追加し、関係罰則を整理 ①危険物保安技術協会の設立 ②特定の製造所等に係る完成検査前検査の受検義務化 ③保安に関する検査の受検義務対象物の拡大 ④危険物保安技術協会への委託規定の整備
五一・五・二九	三七	消防法の一部を改正する法律	大規模地震対策特別措置法に基く警戒宣言が発せられた場合における消防法の準用を措置
五三・六・一五	七三	大規模地震対策特別措置法	「廃疾」を「障害」に改正 都道府県における危険物取扱者試験委員を必置規制から任意設置に改正
五七・七・一六	六六	障害に関する用語の整理に関する法律	
五七・七・二三	六九	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する	

五八・五・二〇	四四	法律	建築確認の簡素合理化に対応し、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等消防同意事務を簡素合理化
		建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律	
五八・一二・一〇	八三	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	危険物取扱者試験及び消防設備士試験に関し、指定試験機関制度を導入
六〇・一二・二四	一〇二	許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律	消防の用に供する機械器具等のうち、政令で定めるものについて強制検定に代えて自己認証制度を導入することとしたこと
六一・四・一五	二〇	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	①危険物保安技術協会の経営の効率化 ②日本消防検定協会の経営の効率化 ③救急業務の対象の拡大等 ④移動タンク貯蔵所に係る応急措置命令の強化拡充 ⑤市町村における救助隊の配置規定の整備
六一・一二・二六	一〇九	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律	消防設備士講習に関し、都道府県知事の他、指定市町村及び指定講習機関による講習制度を導入
六三・五・二四	五五	消防法の一部を改正する法律	①危険物の定義の明確化、判定試験の導入 ②指定数量及び指定可燃物に係る規定の整備 ③製造所等の許可取消しに係る規定の整備 ④危険物取扱者試験の受験資格要件の緩和 ⑤危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令の新設 ⑥罰金額の引上げ等

五・一一・一二	八九	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	行政手続法の施行に伴う規定の整備
六・六・二二	三七	消防法の一部を改正する法律	①甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定制度の廃止 ②消防作業に従事したものに係る補償制度の対象範囲の拡大 ③罰金額の引上げ等
一〇・六・一二	一〇〇	建築基準法の一部を改正する法律	建築基準法の一部改正に伴う指定確認検査機関の建築確認時の消防同意の義務づけ
一〇・六・一二	一〇一	学校教育法等の一部を改正する法律	学校教育法等の一部改正に伴う甲種消防設備士試験の受験要件の整備
一一・七・一六	八七	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	国の関与に関する規定の新設等機関委任事務の廃止に伴う規定の整備
一一・一二・二二	一六〇	中央省庁等改革関係法施行法	中央省庁等改革に伴う大臣名、府省名、府省令名等に関する規定の整備
一一・一二・二二	一六三	独立行政法人消防研究所法	独立行政法人消防研究所設立に係る規定の整備
一三・七・四	九八	消防法の一部を改正する法律	①第九条の条例で定める事項の基準を政令で定めることとしたこと ②ヒドロキシルアミン等を危険物の品名に追加 ③法別表第四類の項第六号及び第七号の引火点の範囲を二五〇度未満に設定
一四・四・二六	三〇	消防法の一部を改正する法律	①立入検査の時間制限、事前通告の廃止 ②措置命令等の発動要件の明確化 ③防火対象物の定期点検報告制度の導入

一五・六・一八	八四	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律	④避難上必要な施設等の管理の義務づけ ⑤罰金額の引上げ等
一六・六・二	六五	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律	①性能評価の導入 ②登録検定機関制度の導入 ③消防庁長官の火災原因調査権を規定 住宅用防災機器の設置維持義務を規定
一六・六・九	八四	行政事件訴訟法の一部を改正する法律	行政事件訴訟法の一部改正に伴う規定の整備
一七・三・三一	二一	所得税法等の一部を改正する法律	性能評価の手数料、登録機関の登録手数料等を登録免許税に移行
一七・七・二六	八七	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	「親会社」や「営業報告書」などの記述について規定の整備
一八・三・三一	二二	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う規定の整備
一八・六・二	五〇	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整備
一八・六・七	五三	地方自治法の一部を改正する法律	地方自治法の改正による吏員制度の廃止に伴う規定の整備
一八・六・一四	六四	消防組織法の一部を改正する法律	消防組織法の改正に伴う規定の整備
一九・六・二二	九三	消防法の一部を改正する法律	大規模な建築物その他の工作物における自衛消防組織の設置及び防災管理の実施の義務づけ
二〇・五・二八	四一	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	市町村長等の危険物施設における危険物流出等事故の原因調査権を規定

出典　東京法令出版株式会社　「逐条解説　消防法（第三版）」

(二)　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

公布年月日	政令番号	関係政令	備考
三六・一二・二六	四二七	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	第三条第二号に高等専門学校を追加
三七・一二・四	四四三	消防法施行令の一部を改正する政令	別表第五に電気火災警報器を追加
三八・一二・一九	三八〇	消防法施行令の一部を改正する政令	消防法の一部改正に伴い、消防用機械器具等の検定及び救急業務について必要な事項を定めるとともに、電気火災警報器の技術上の基準を改正
三九・七・一	二二三	消防法施行令の一部を改正する政令	非常コンセント設備を消防用設備等に追加するほか、スプリンクラー設備等に関する基準を整備
三九・一二・二八	三八〇	消防法施行令等の一部を改正する政令	第三十七条に閉鎖型スプリンクラーヘッド、金属製避難はしご及び緩降機を追加
四一・四・二二	一二七	消防法施行令の一部を改正する政令	消防設備士の業務独占の範囲を定める等消防設備士制度発足に伴い所要事項を改正
四一・一〇・四	三四二	消防法施行令の一部を改正する政令	消防設備士の業務独占の範囲に、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を追加
四一・一二・一五	三七九	消防法施行令の一部を改正する政令	避難器具に関する技術上の基準を整備
四二・五・一二	六八	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の設置基準を人口五万以上の市としたこと
四三・三・三〇	四七	消防法施行令の一部を改正する政令	届出を要するガス等を定め、救急業務の実施基準を人口四万以上の市としたこと
四三・一一・一五	三一七	消防法施行令の一部を改正する政令	都道府県が救急業務を行う道路区間を定めること

四四・一・二三	八	建築基準法施行令の一部を改正する政令（附則二項）	としたこと 建築基準法施行令の改正に伴い第二十五条を改正
四四・三・一〇	一八	消防法施行令の一部を改正する政令	共同防火管理及び防炎について定め、自動火災報知設備等に関する技術上の基準を強化
四四・四・一七	九七	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の実施基準を人口三万以上の市としたこと
四五・三・二四	二〇	消防法施行令の一部を改正する政令	第三十七条に消防用吸管及びねじ式の結合金具を追加（四六・一・一施行）
四五・四・一七	六三	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務の実施基準に交通事故件数を加え、第四十三条の二を削除
四五・一二・二	三三三	建築基準法施行令の一部を改正する政令	建築基準法施行令の改正に伴い第十二条、第二十一条及び第二十五条を改正
四五・一二・二六	三四八	消防法施行令の一部を改正する政令	消防機関へ通報する火災報知設備及び非常コンセント設備に関する技術上の基準を整備
四六・六・一	一六九	消防法施行令の一部を改正する政令	救急業務を実施すべき市町村は自治大臣の指定をうけたものと改正
四七・一・二一	五	消防法施行令の一部を改正する政令	防炎に関する規定の整備をし、スプリンクラー設備等に関する技術上の基準を強化
四七・四・二八	一一七	沖縄の復帰に伴う自治省関係政令の改正に関する政令	沖縄の復帰に伴う関係政令を整備
四七・一二・一	四一一	消防法施行令の一部を改正する政令	防火管理及び防炎に関する規定を整備し、スプリンクラー設備等の技術上の基準を強化
四九・六・一	一八八	消防法施行令及び危険物の規制に関する政令の	防火対象物の指定に関する規定を整備

四九・七・一	二五二	一部を改正する政令	
五〇・七・八	二一五	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備等の技術上の基準を強化 流水検知装置及び一斉開放弁を検定対象品目に加え、規定を整備 別表の整備
五〇・九・三〇	二九三	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	消防用機械器具等の試験の手数料及び個別検定の手数料を改正 別表の整備
五〇・一二・二	三四五	消防法施行令の一部を改正する政令	第四条の規定を整備し、消防用設備等の規格に関する規定及び消防設備士試験その他の手数料を改正 危険物保安技術協会に関する規定を追加
五〇・一二・二七	三八一	学校教育法施行令等の一部を改正する政令	①防炎対象物品として新たにじゅうたん等を追加
五一・一一・三〇	三〇一	消防法施行令の一部を改正する政令	②自動火災報知設備及び避難器具に係る設置基準の強化 ③救急隊員の資格基準の設定
五二・二・一	一〇	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令	新たに特殊可燃物として合成樹脂類を追加 ①ガス漏れ火災警報設備の設置義務付け ②準地下街における規制追加
五三・一一・一	三六三	消防法施行令の一部を改正する政令	③火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として、毒物、劇物のうち一定のものを消防長又は消防署長への届出義務対象に追
五四・九・二六	二六〇	消防法施行令の一部を改正する政令	
五六・一・二三	六	消防法施行令の一部を改正する政令	

五九・二・二一	一五	建築基準法施行令及び消防法施行令の一部を改正する政令	加
五九・五・一八	一四八	消防法施行令の一部を改正する政令	消防同意を要する住宅を指定
五九・九・二一	二七六	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令	消防設備士試験等の手数料の額の引き上げ ①新たに開発された自動火災報知設備の検定手数料の決定等 ②外国検査データ受入れに係る検定手数料の特例規定の整備 ③指定試験機関制度の導入に伴う規定の整備
五九・一一・三〇	三三五	消防法施行令の一部を改正する政令	①避難器具の技術基準を改正 ②「トルコ浴場」を「蒸気浴場」に、「サウナ浴場」を「熱気浴場」に改正 法律改正に伴う条文整理
六一・二・二八	一七	ガス事業法施行令の一部を改正する政令	
六一・八・五	二七四	消防法施行令の一部を改正する政令	①防炎対象物品の範囲から繊維板を除外 ②自主表示対象機械器具等として動力消防ポンプ及び消防用吸管を指定 ③救急業務の対象として一定の疾病を追加
六一・一二・九	三六九	消防法施行令の一部を改正する政令	①防火管理講習を甲種と乙種に区分 ②共同防火管理を要する防火対象物の範囲の見直し ③非常コンセント設備の技術基準の合理化 スプリンクラー設備等に関する基準の整備
六二・一〇・二	三四三	消防法施行令の一部を改正する政令	老人保健法の一部改正に伴い、別表第一(六)項ロに老人保健施設を追加
六三・一・四	二	老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第四条に	

六三・四・八	八九	よる改正	精神衛生法の一部改正に伴い、別表第一(六)項ロに
		精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第五条による改正	精神障害者社会復帰施設を追加
六三・一二・二七	三五八	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令第二条による改正	危険物の規制に関する政令の一部改正に伴う規定の整備
元・三・三一	八三	消防法施行令の一部を改正する政令	消費税の導入に伴い検定手数料を改正
二・五・二二	一一九	消防法施行令の一部を改正する政令	屋外消火栓設備等に関する基準の整備
二・六・一九	一七〇	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備等に関する基準の整備
三・五・一五	一六〇	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
四・一・二九	九	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
五・一・二二	四	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
五・五・一二	一七〇	都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第十六条による改正	建築基準法施行令等の一部改正に伴う規定の整備
七・九・一三	三三一	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
八・二・一六	二〇	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備に関する基準の整備
九・三・二四	五六	消防法施行令の一部を改正する政令	検定手数料を改正
九・九・二五	二九一	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第六条による改正	児童福祉法の一部改正に伴い、別表第一(六)項ロの規定を整備
一〇・三・二五	五〇	消防法施行令の一部を改正する政令	救急隊の装備に回転翼航空機を追加
一〇・一〇・三〇	三五一	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第五十四条による改正	学校教育法の一部改正に伴う規定の整備

一〇・一一・二六	三七二	精神薄弱の用語の整理のための関係政令の一部を改正する政令第二十四条による改正	別表第一(六)項ロの規定を整備
一一・一・一三	五	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四条による改正	建築基準法の一部改正に伴い、消防同意を要する住宅を改正
一一・三・一七	四二	消防法施行令の一部を改正する政令	スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識等に関する基準の整備
一一・九・三	二六二	介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四十二条による改正	介護保険法等の施行に伴い、別表第一(六)項ロの規定を整備
一一・一〇・一四	三二四	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う自治省関係政令の整備等に関する政令第十五条による改正	消防設備士試験等に係る規定を整備
一二・四・二六	二一一	建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第七条による改正	建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備
一二・六・七	三〇四	中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令第三十八条、第七十二条、第八十七条による改正	中央省庁等改革に伴う規定の整備
一二・六・七	三三三	独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令第三十六条による改正	独立行政法人消防研究所法の施行に伴う規定の整備
一三・一・二四	一〇	消防法施行令の一部を改正する政令	二酸化炭素消火設備を不活性ガス消火設備に改正する等の規定の整備
一三・一二・五	三八五	消防法施行令の一部を改正する政令	対象火気設備等の位置、構造及び管理、対象火気器具等の取扱い等に関する条例で定める基準を整

一四・八・二	二七四	消防法施行令の一部を改正する政令	備 ①防火対象物点検報告が義務付けられる対象の制定 ②自動火災報知機設備の設置対象の拡大 ③別表第一(二)項ハに性風俗関連特殊営業を営む店舗を追加
一五・八・二九	三七八	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	救急業務を行わなければならない市町村に係る規定を整備
一六・二・六	一九	消防法施行令の一部を改正する政令	①防火管理が必要な防火対象物に新築の工事中の建築物等を追加 ②必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準を規定 ③登録検定機関の登録手続等を規定 電子申請等により申請を行う場合の手数料を設定
一六・三・二六	七三	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令	水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の基準を整備
一六・七・九	二二五	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令	住宅用防災機器の設置及び維持等に関する条例の制定基準を整備
一六・一〇・二七	三二五	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	救急隊の編成及び装備の基準の整備
一七・二・一八	二二	消防法施行令の一部を改正する政令	登録機関の登録手数料に関する規定を整備
一七・三・三一	一〇一	登録免許税法施行令の一部を改正する政令	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政
一八・三・三一	一五九	独立行政法人消防研究所の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関す	

			る政令
一八・六・一四	二一四	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	令の施行に伴う規定の整備 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する政令の施行に伴う規定の整備
一八・九・二六	三二〇	障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、別表第一㈥項ロ中身体障害者更生援護施設等の呼称の変更
一九・三・一六	四九	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第四条による改正
一九・三・二二	五五	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、別表第一㈥項ハ中盲学校、聾学校及び養護学校の呼称を特別支援学校に変更
一九・六・一三	一七九	消防法施行令の一部を改正する政令	別表第一㈥項ロを㈥項ロ及びハに分割し、㈥項ロについて防火管理者の選任及びスプリンクラー設備等の設置対象を拡大
二〇・七・二	二一五	消防法施行令の一部を改正する政令	①別表第一㈠項ニとしてカラオケボックス等を追加し、同項について自動火災報知設備の設置対象を拡大 ②ガス漏れ火災警報設備の設置対象を拡大
二〇・九・二四	三〇一	消防法施行令の一部を改正する政令	自衛消防組織及び防災管理に係る規定を整備